

市民体育大会結果
(ソフトボール)

11月20日 市民運動公園

- ① タカシマクラブ
- ② MKユニオンクラブ
- ③ 九州電力(株)松浦発電所
- ③ 中興化成工業(株)

就農相談会

農業をはじめませんか？

問 農林課農林振興係

☎内線225

Uターンや自営での新規就農を希望される人などを対象に、「就農相談会」を開催いたします。

「農業経営に興味がある」「農業研修を受けてみたい」など、聞いてみたいことがありますたらお気軽にお越し下さい。

【日時】 1月5日(木)

午後1時30分～4時30分

【場所】

市役所市民ホール

【相談員】

- ・市農林課
- ・市農業委員会
- ・市農業者委員会
- ・東北振興局北部地域普及課

食育ドキュメンタリー
映画「弁当の日」上映会

問 いきいき松浦事業

実行委員会 事務局

(健康ほけん課健康推進係)

☎内線129

「弁当の日」とは、子どもが自分で弁当を作って学校に持っていく取組のことです。

弁当作りの実践から子どもたちの成長する姿を通して、最も身近な「食」についてあらためて考えてみませんか？

【日時】

1月21日(土)

(受付開始：午後1時～)

午後1時30分～3時30分

【会場】 福島保健センター

●上映時間：97分

【参加申込】

参加費は無料。

●定員70名

※申し込みが必要ですので

問合せ先にお電話ください。



赤ちゃんの食物アレルギー予防にスキンケア？！



問 子育てこども課 子育て支援係 ☎内線197

長年の研究により、「スキンケア」と「食物アレルギー」には密接な関係があることがわかってきました。

赤ちゃんの肌の特徴

赤ちゃんの肌は大人の肌の半分の厚さしかありません。そのため外からの侵入を防ぐバリア機能が未発達です。また、水分を保つ力も弱く乾燥しやすいため、カサカサしたり湿疹が起こったりしやすいなどの特徴があります。

荒れた肌が食物アレルギーを引き起こしやすくする？

肌が荒れている乳幼児のほうが、食物アレルギーになりやすいという研究報告があります。肌には付着した食べ物を体内にいれないためのバリア機能がありますが、乾燥肌や湿疹、アトピー性皮膚炎など炎症が起こっていると肌のバリア機能が低下します。肌のバリア機能が低下することにより食物アレルギーが起こることがわかっています。



スキンケアが食物アレルギーの予防に

肌に炎症がおきないようにする日頃のスキンケアが大切です。

赤ちゃんの湿疹が治らない、肌に傷があるなどの場合は病院を受診しましょう。

【スキンケアのポイント】

- ・泡でやさしく洗い、すすぎはしっかり行う。
- ・入浴後はすぐにたっぷり保湿剤をぬる。



子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？

問 子育て・こども課 子育て支援係 ☎内線 146・170

市では、国および市独自の子育て世帯生活支援特別給付金として、次の事業を実施しています。

申請期限は、**令和5年2月28日(火)**です。

支給対象となる人で、まだ申請がお済みでない人は、期限内のお手続きをお願いします。

(市で把握している支給対象者については、事前に給付金の案内通知を送付しています)

なお、複数の給付金の支給対象になっている場合であっても受給(申請)できる給付金はいずれか1つとなります。(左側に記載している給付金を優先します)

区分	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 (国の給付金事業)		子育て世帯生活支援特別給付金 (市の給付金事業)	
	ひとり親世帯分 (児童扶養手当受給者等)	その他の子育て世帯分 (住民税非課税世帯等)	就学援助等世帯 (就学援助受給世帯等)	多子世帯 (養育児童が3人以上)
支給要件	次のいずれかの要件に該当する人 ◆令和4年4月分の児童扶養手当が支給された人 ◆公的年金を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人 ◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人	次のすべての要件に該当する人 ◆令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)および令和5年2月末までに生まれた新生児を養育する父母等(15歳以下を養育する世帯は、児童手当受給者) ◆住民税均等割が非課税の人、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が住民税均等割非課税世帯の方と同じ水準となっている人	次の要件に該当する人 ◆令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)および令和4年12月末までに生まれた新生児を養育する父母等で令和4年度の就学援助の認定を受けている人、または就学援助受給者に準ずる人	次の要件に該当する人 ◆令和4年3月31日時点で18歳未満の児童および令和4年12月末までに生まれた新生児をあわせて3人以上養育している父母等。ただし、市内に住所を有する人に限る。
支給額	児童1人当たり一律5万円	児童1人当たり一律5万円	児童1人当たり一律5万円	3人目以降の児童1人当たり一律5万円

※ 給付金制度の詳細については、本市ホームページをご確認ください。